

公印省略

2 薬第 3 0 4 1 号
令和 3 年 3 月 1 日

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬 務 課)

「緊急事態措置の解除とその後の対応」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、新型インフルエンザ等特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、令和 3 年 2 月 2 8 日をもって緊急事態宣言が解除されることとなりました。

本県新型コロナウイルス感染症対策本部においては、令和 3 年 2 月 2 6 日付けで「緊急事態措置の解除とその後の対応について」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、当該措置の着実な実施のため、貴会員等への周知を図る等の対応をお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置の解除とその後の対応について」